

平成19年4月24日

経済的支援に関する検討会

(中間とりまとめ叩き台に対する修文意見)

白 井 孝 一

第2-1-(2) 給付水準の引き上げ指針について

【意見】

「その稼働能力の喪失、減退の程度等に応じ、」の文章は、赤字訂正のとおりとする。

【理由】

稼働能力、減退の程度等は、障害給付金の引き上げを行う場合の引き上げ基準の根拠となる内容であるから、「障害給付金について」

「その稼働能力の喪失、減退の程度等に応じて」「重点的な引き上げを行うべきである。」とした、赤字訂正がより正確にその趣旨を反映している。

他方、青字訂正の文章では、「・・・考慮し」の部分が、次ぎに続くどの点を修飾していることになるのか、明確でない。

また「考慮し」というのは、表現が曖昧である。

第2-2-(2) カウンセリング費用について

【意見】

イ の次ぎにウとして次の文章を加入する。

「心理的外傷を原因とする精神的被害が後遺障害として残り、カウンセリングの必要性が長期にわたる場合に、障害給付金の保障を受けることによって適切なカウンセリングを受けられるようにするため、障害給付金の対象となる等級表の「身体上の障害」内容を心理的外傷の後遺症にふさわしい内容に改正すべきである。」

【理由】

ア及びイによって回復できない長期にわたる心理的外傷の被害については障害給付金を受けられるようにし、そのなかの一部をカウンセリング費用に使えるようにするべきである。

そのためには、心理的外傷の後遺障害についてよりの確に障害給付が認められなければならない。しかしながら、現在の等級表は労災事故のものをそのまま使用しており、殺人や強姦など犯罪被害によって引き起こされる心理的外傷についての、的確な内容となっていない。イギリスの等級表では、心理的外傷そのものを正面からとりあげた内容となっているので、これなどを参考にしながら、日本の等級表も犯罪被害に適合する内容に改めるべきである。

第2-6-(2) 公費による弁護士選任、国費による損害賠償費用の補償等の是非について

【意見】

1 「①公費による弁護士選任（被害直後から）、損害賠償費用の補償」については、下記のとおり文章を変更されたい。

1) 「弁護士選任のための費用について犯罪被害者が利用することのできる現行の公的な制度としては、日本司法支援センターが実施主体である民事法律扶助法に基づく法律扶助および日本弁護士連合会が実施主体となった犯罪被害者等法律援助事業（日本司法支援センターへ委託）がある。

このうち、民事法律扶助は加害者に対する損害賠償請求の法的手続き（調停、訴訟）の際に、弁護士費用および印紙代等の実費の一部について立て替えを受けることができる。

犯罪被害者等法律援助事業は、被害直後からの犯罪被害者相談、マスコミ対応、刑事告訴、法廷付添、記録の閲覧謄写、意見陳述の助言、等刑事手続き上の各種支援について、弁護士費用の援助を受けることができる。しかし、民事法律扶助は国の財源に基づく一般的な司法福祉的施策であるのに比し、犯罪被害者等法律援助事業は、日本弁護士連合会が実施主体の自主事業として日本司法支援センターに委託されるもので、国の財源によるものではないため、極めて脆弱である。

犯罪被害者等法律援助事業については、その対象となる援助業務を日本司法支援センターにおける本来業務となるように総合法律支援法を改正し、それとともに財源を民事法律扶助同様の国からのものとする方策について検討するべきである。」

2) 「損害賠償費用」についての記述は削除する。

【理由】

*（座長には申し訳ありませんが、部分的修正では要領を得ないものになってしまうので全面的に訂正させていただきました。）

まず、犯罪被害者等の利用できる公的費用による弁護士選任制度の現状をずばり明確にし、その中でどの部分をどのように改善すればいいのかをはっきりさせた。

この提案は、犯罪被害者等についても、あくまで現状の一般的な司法福祉施策である民事法律扶助の利用を前提としながら、犯罪被害者等に特有な刑事司法手続きやマスコミ対応といった需要に対する法律

援助部分に限って、この検討会での改革意見として提案しているものである。そして、その方式は直接国選弁護士方式ではなく、あくまでも司法支援センターを通じての扶助的方式をとっており、そこへ国からの補助金が出されることを提案している。提案の趣旨も「検討すべきである」ととどめている。それは、総合法律支援法の改正と関連するのでこの検討会で断定的に表現することは適当でないと考えたからである。

次に、「損害賠償費用」なる用語であるが、法律上何を指すのか明確でない。かりに、印紙代やその他の訴訟費用を指すのであれば、既に国の制度として経済的に困難なものに対する訴訟救助の制度があり、犯罪被害者等も利用が可能であるが、あまりにも適用基準が低く利用しにくいので、この制度を犯罪被害者等に利用しやすく改善することを検討するべきである、ということは当検討会でも提案しうる。しかし、それについては、いままでこの検討会で討論したことはないので、討論したことがないことを書くのもどうかと考え、削除することとした。

【意見】

- 2 ②新たな制度導入に伴う公費による弁護士選任（公的弁護人制度）については、青字の修文に賛成である。

【理由】

新しくできる被害者参加制度および損害賠償命令制度の適正な運用を実現するためには、公的弁護人選任制度が必要不可欠である。また、刑事訴訟手続きにおける被告人の国選弁護制度にとの公平を期するためにも必要である。